

案

令和6年11月13日

鈴鹿市長 末松 則子 様

鈴鹿市国民健康保険運営協議会
会長 曾我 正彦

「鈴鹿市国民健康保険 保険料水準の統一に向けた保険料率改定の基本的な考え方」
について

当協議会は、本日付議のあった「鈴鹿市国民健康保険 保険料水準の統一に向けた
保険料率改定の基本的な考え方」について、慎重に審議した結果、原案を承認する。

記

1 承認理由

国民健康保険財政の安定運営を目的とする保険料水準の統一の動きを踏まえ、第2
期三重県国民健康保険事業運営方針に基づき、令和11年度までに、本市国民健康保
険の保険料率を三重県が示す標準保険料率に合わせて見直していくことは、三重県国
民健康保険事業の実施主体である市として、やむを得ないとの結論に達した。

なお、審議の過程における委員からの意見等を踏まえ、附帯意見として以下を付け
加える。

2 附帯意見

① 令和7年度以降においては、国保支払準備基金の繰入れにより、ある程度の財源
確保は可能なものの、保険料率の設定によっては基金が枯渇することも想定される
など、その対応には限界があるため、医療費の伸びに対する今後の財源確保につい
ては、継続した検討が不可欠であると考えます。

将来に向け国保財政を安定的に運営するため、県の運営方針及び標準保険料率を
踏まえ、収支バランスを注視するとともに被保険者への影響も考慮し、計画性をも
って検討し、毎年度保険料率を見直すこと。

② 負担の公平性の観点から踏まえ、国民健康保険料（税）の徴収対策を更に強化する
とともに、口座振替の推進など収納率の向上に努めること。

③ 保険料の見直しは、相互扶助の理念のもと一定の自己負担額で高度な医療を受け
ることができる国民健康保険制度を支えるために必要であることを、十分に周知し、
被保険者の理解が得られるよう努めること。

（裏面へ続く）

- ④ 物価高騰等の経済情勢が厳しい中、保険料の引上げはとりわけ低所得層に負担となることから、国民健康保険制度の財政構造上の問題点を解消すべく、また、子育て支援の観点から国や県に対し財政支援の拡充について強く要望するなど積極的な働きかけを行うこと。
- ⑤ 一人当たり医療費が増大する中、保険者として各種保健事業に更に注力し、疾病の予防・早期発見及び早期治療による重症化予防につなげ、被保険者の健康維持に努めること。
- ⑥ 適正受診の推奨やジェネリック薬品（後発医薬品）への切替えを推進し、医療費の抑制に努めること。